

番号	項目	意見等の内容	事業者見解（※評価書での対応方針）	担当所属
1	全般的事項	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条の2第1号の規定に基づく一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目のそれぞれについて、焼却施設と併せて近傍に設置されている斎場、設置予定のリサイクル施設等による複合的な影響を含めて予測・評価していると推察されるが、影響の大小に関わらず、寄与する影響について準備書には記載されていないため評価書には具体的に記載すること。</p> <p>例えば、施設稼働に伴う敷地境界における騒音レベルの評価結果を提示するにあたっては、斎場やリサイクル施設等からの寄与分を記載し、現況値に複合的に寄与する予測・評価をおこなっていることを明確にすること。振動レベルも同様。</p>	<p>煙突排ガス、施設稼働に伴う騒音・振動、悪臭については、対象とする環境要素に与える影響に応じて、焼却施設と併せて近傍に設置されている斎場、設置予定のリサイクル施設等による複合的な影響を予測しており、可能な限り、各施設からの寄与が分かるように評価書での記載修正を検討します。</p> <p>なお、施設稼働に伴う騒音・振動レベルの予測においては、斎場施設からの影響（発生源レベル）は小さいと考えられる^注ため、斎場による複合影響は予測対象外としています。</p> <p>施設稼働に伴う騒音・振動レベルの予測・評価結果の掲載方法については、ご指摘を踏まえ、予測対象とした各施設からの寄与分を、予測・評価結果の数値表に追加記載し、現況値に複合的に寄与する予測・評価をおこなっていることを明確に示します。</p> <p>注）斎場整備に伴い実施した「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」（平成31年2月）においても、施設の稼働に係る騒音・振動については、対象施設の火葬炉設備の稼働に伴い発生する騒音・振動の影響は小さいものと想定されることなどより、検討対象項目として選定していない。</p>	湖北環境事務所
2	動物植物生態系	<p>ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例において指定希少野生動植物種に指定されているナゴヤダルマガエル（絶滅危機増大種）や、地域住民等の関心が高いコウノトリ（要注目種）をはじめ、多様な動植物種が確認されているため、動物・植物・生態系の環境要素に係る積極的な保全措置の検討をよろしく願います。</p> <p>※（ ）内は「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」におけるカテゴリー。</p>	<p>滋賀県環境影響評価審査会からの意見、および現地調査での確認状況をふまえ、動物・植物・生態系に係る影響の予測・評価の見直し、を行ったうえで、可能な限り積極的な保全措置の検討・見直しを行います。</p> <p>-----</p> <p><参考>現時点での環境保全措置の追加方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体の移殖: トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、コガムシを工事前に敷地外に移殖する。この時、他に確認した水生生物も可能な限り移殖する。 ・個体の侵入防止: 個体の移殖実施後h、速やかに水域に土砂を搬入し、水生生物の敷地内への再侵入を防止する。 	自然環境保全課
3	動物植物	<p>「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」が発刊されたことを受け、評価書段階の予測・評価にあたっては最新の情報を踏まえて行ってください。</p> <p>※レッドリストは次のHPIに掲載されています。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14014.html</p>	<p>準備書第8章に示す現地調査での確認種については、評価書において、最新の滋賀県レッドデータブックに基づく重要種の再選定を行い、必要に応じ、影響の予測・評価の更新を行います。</p> <p>なお、準備書第3章に示す既存文献に基づく確認種の整理については、方法書段階での調査、予測・評価の項目および手法の選定を目的に整理しているものであるため、ご指摘の滋賀県レッドデータブック2020年版に基づく更新はしないことで考えています。</p>	自然環境保全課

番号	項目	意見等の内容	事業者見解(※評価書での対応方針)	担当所属
4	動物	準備書8.7-44の表8.7-39重要な種一覧(鳥類(猛禽類調査での確認種を含む))において記載されている重要な種から、準備書8.7-66の表8.7-41重要な種一覧(猛禽類)に記載されているクマタカ等の重要な種が抜けているものと思料されることから、評価書の作成にあたっては適切にデータを整理してください。	表8.7-39は、一般鳥類調査にて確認した鳥類全種及び猛禽類調査にて確認した一般鳥類を整理しています。一方、猛禽類調査にて確認した猛禽類は区別し、表8.7-41で整理しております。そのため、猛禽類調査のみで確認のあったクマタカ等は、表8.7-39には掲載していません。	自然環境保全課
5	植物生態系	法面等の緑化にあたっては、地域の植物を用いるなど、生態系に影響を及ぼすおそれのないものを使用するよう配慮してください。	樹種の選定にあたっては、郷土樹種の導入も検討いたしますが、十分な量の安全な郷土株が確保できない場合においては、地域で一般的に植栽されている樹種から選択する方針です。その際、生態系に影響を及ぼす可能性のある生態系被害防止外来種などは使用しないなど、生物多様性の保全に十分留意してまいります。	自然環境保全課
6	文化財	特別天然記念物に指定されているコウノトリは、文化財として影響予測評価する必要があります。文化財の項目においても記述すること。 なお、準備書8.13-73(4)2②アに「文化財保護法」では、埋蔵文化財包蔵地での開発行為では発掘調査が義務付けられている」という記述がありますが、開発を行う場合に義務付けられているのは届出であり、発掘調査ではない(文化財保護法第九十三条)。 準備書8.13における史跡は一定の範囲を示して指定されている物件であるため、評価に際して用いる図に範囲が示されたい。	ご意見をふまえ、特別天然記念物コウノトリについては、文化財の項目においても影響の予測・評価を追加記載します。 なお、準備書8.13-73(4)2②アの記載内容については、ご指摘を踏まえて見直しを行い、埋蔵文化財包蔵地での開発行為の届出が必要な旨を評価書に記載します。 史跡の指定範囲については、長浜市歴史遺産課に確認を行い、当該内容を評価書に反映します。	文化財保護課
7	その他	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請について、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会して確認します。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整を行います。	モノづくり振興課
8	その他	関連施設として汚泥再生処理センターがあり、汚水は希釈して公共下水道へ排除する計画となっているが、この計画についての事前協議が、令和3年5月28日現在、全く行われていないため、関係機関との事前協議等を経て、現計画の修正等の対応をいただきたい。	汚水を公共下水道へ排除する計画については、公共下水管理者と協議済みです。 その他必要な手続き等については、今後協議を行っていきます。	下水道課